

常時雇用する労働者数※ 101~300人の 事業主の皆さまへ

令和4年4月1日から

※正社員だけでなくパート、アルバイトなどの名称にかかわらず、
勤続1年以上、1年以上の契約の労働者も含みます。

女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画の策定・届出等が 義務化されます！！

～2022年（令和4年）4月1日時点で届出が
完了しているよう、お早めの準備をお願いします～

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から**101人以上の事業主に拡大**されます。
常時雇用する労働者数101人以上300人以下の事業主の方は、施行日までに、裏面の行動計画の策定・届出、周知・公表及び情報公表のための準備を行ってください。（施行日に届出・公表が行われていない場合は**法違反**となります。）

女性活躍推進法とは？

女性がその個性と能力を十分に発揮して、職業生活において活躍できる社会の実現を目指すもので、国や地方公共団体、企業に対し、行動計画の策定や情報公表等を義務付けています。

また、女性活躍推進の状況が優良である事業主は、申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。



えるぼし/プラチナえるぼし

- ・何をしたらいいの？
- ・行動計画とは？
- ・詳細を知りたい



▶▶ 行動計画の策定・届出のメリット

・両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）

行動計画に定めた「数値目標」を達成した事業主の方に助成金を支給します。

・公共調達による優遇措置

認定企業は公共調達で有利になります。中小企業の場合、行動計画の策定・届出を行うだけで加点の対象になります。

裏面をご覧ください



STEP 1

自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析

基礎項目（採用した労働者に占める女性労働者の割合等）により、自社の女性活躍の状況を把握してください。

STEP 2

一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表

①計画期間 ②**1つ以上**の数値目標 ③取組内容 ④取組の実施時期を記載した行動計画を策定し、労働者へ周知するとともに外部へ公表してください。

STEP 3

女性の活躍に関する情報の公表

自社の女性活躍に関する情報（管理職に占める女性の割合、男女別の育休取得率などから1つ以上）を「女性の活躍推進企業データベース」や自社ホームページ等で公表してください。

STEP 4

一般事業主行動計画を策定した旨の届出

行動計画を策定した旨を千葉労働局雇用環境・均等室へ届け出てください。（電子申請、郵送、持参）

※届出用紙（策定・変更届）は下記の厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

女性の活躍推進企業 データベース

女性の活躍推進企業データベースとは？

厚生労働省が運営する、一般事業主行動計画と自社の女性活躍に関する情報を公表するためのウェブサイトです。全国1万社以上のデータを見ることができます！

▶▶ 中小企業のための女性活躍推進事業

自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、一般事業主行動計画の策定、認定の取得等に関する説明会の開催や、電話相談、個別訪問等の支援を実施しています。（いずれも無料）
「自社の課題がわからない」「どのような行動計画にすればよいのか」等のお悩みを抱えている事業主の皆さまにおかれましては、ぜひこちらの事業をご利用ください。

詳細は、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

常時雇用する労働者が300人以下の中小企業のみなさまへ

「中小企業のための女性活躍推進事業」では、常時雇用する労働者が300人以下の中小企業を対象に、女性活躍推進法に基づく状況把握・課題分析、一般事業主行動計画の策定等・情報公表、「えるぼし」認定の取得等について、無料で支援しています。女性活躍推進アドバイザーによる電話・メール・個別企業訪問等による相談のほか、女性活躍推進法に関する説明会や、社会保険労務士等向けのスキルアップ研修会を実施しています。

詳しくは専用ホームページをご覧ください。（専用ホームページ <https://joseikatsuyaku.com/>）

また、女性活躍推進法に基づき、状況把握・課題分析や一般事業主行動計画の策定を簡単に行うことができる「中小企業のための女性活躍『行動計画』策定プログラム」を作成しました。是非、本プログラムをご利用ください。

▶ [X「中小企業のための女性活躍『行動計画』策定プログラム」](#)

状況把握・課題分析や一般事業主行動計画の策定を簡単に行うことができる「中小企業のための女性活躍『行動計画』策定プログラム」もごさいます。ぜひご利用ください！



千葉労働局 雇用環境・均等室

電話番号 043-221-2307 ※受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）